

産業建設常任委員会

日 時 令和4年6月22日（水）午前10時～

場 所 全員協議会室

1 開議

2 事務局日程説明

3 所管分付託議案審査（説明～質疑）

【まちづくり推進部】

- （1）第1号議案 令和4年度亀岡市一般会計補正予算（第2号）
- （2）第3号議案 亀岡市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【産業観光部】

- （1）第1号議案 令和4年度亀岡市一般会計補正予算（第2号）

4 討論～採決

5 審議会委員の選出について

- （1）亀岡市都市計画審議会委員（R4.9.5～2年間、5名）

6 その他

- （1）議会だよりの掲載内容について
- （2）京丹波町への行政視察に係る質疑事項について
- （3）行政視察調査シートについて
- （4）次回の月例開催について

産業建設常任委員会

亀岡市都市計画法に基づく開発許可等の基準に
関する条例の一部を改正する条例案について

令和4年6月22日（水）

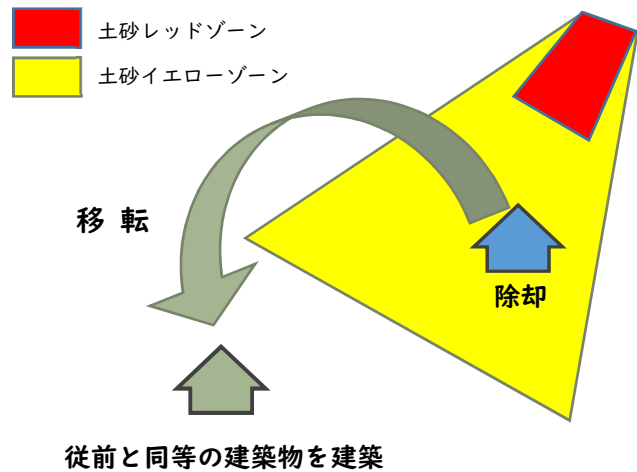
まちづくり推進部都市計画課

今回条例に移行する開発審査会付議基準について

1 付議基準第6項「災害危険区域等からの建築物の移転」

例えば・・・

市街化調整区域の土砂イエローゾーン内に存在する住宅などを周辺の災害ハザードエリアに指定されていない市街化調整区域内の土地に移転する場合



※本資料は土砂災害を例に作成

移行理由：次の2点の審査であり、適合性の判断が定型的かつ明確に行うことができる。

① 従前の建築物等が災害危険区域等の区域内に位置すること。

② 従前とほぼ同一の用途及び規模の建築物の建築等であること。

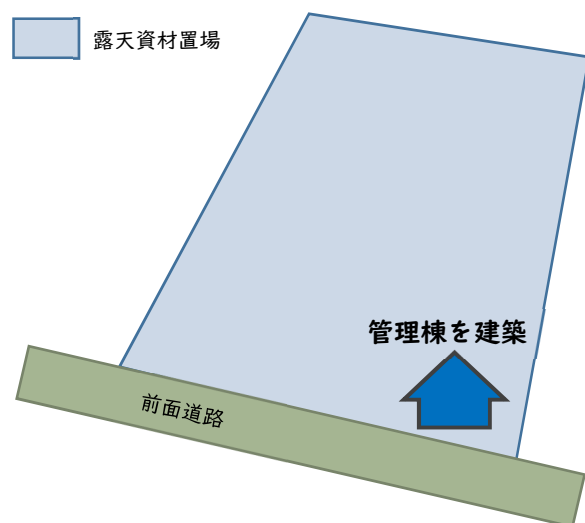
激甚化・頻発化する災害に対応するため、迅速な移転の必要性が高まっている。

⇒ 条例第8条第1項第6号、第9条第1項第7号に追加

2 付議基準第10項1号「既存の土地利用を適正に行うために必要な最低限の管理施設の建築」

例えば・・・

市街化調整区域内の露天資材置場への出入口に車両の出入りを管理する建築物を建築する場合（必要最低限の施設に限る）



※本資料は露天資材置場を例に作成

移行理由：次の2点の審査であり、適合性の判断が定型的かつ明確に行うことができる。

① 原則として、露天資材置場等として現に適正に使用されている土地であること。

② 上記土地の出入口等に建築する管理棟（概ね5㎡以内）と便所であること。

⇒ 管理棟の規模を明確化（10㎡以内）し、条例第9条第1項第8号に追加

鶏卵G P（選別包装）センター建設補助事業

1 趣 旨

市内で鶏卵の採卵農場を営んでいる農業者が菰田野町太田地内に新たに鶏卵G P（選別包装）センターを建設することに対し、国の補助金の交付を受け、事業支援を行います。

当該施設の建設により、農場で採卵した鶏卵の店舗への出荷にあたり、輸送コストの削減、鶏卵の品質向上及び販路の拡大につなげることができます。

2 事業概要

【目的】

鶏卵G P（選別包装）センターの本市での建設を補助することにより、新鮮な卵の販売及び廃棄ロスの削減、CO₂排出量の削減等により環境負荷の軽減を図るとともに、畜産業の振興を目的としています。

【事業実施主体】

コンソーシアム亀岡 ※事務局：有限会社三和鶏園

【施設概要】

鶏卵G P（選別包装）センター

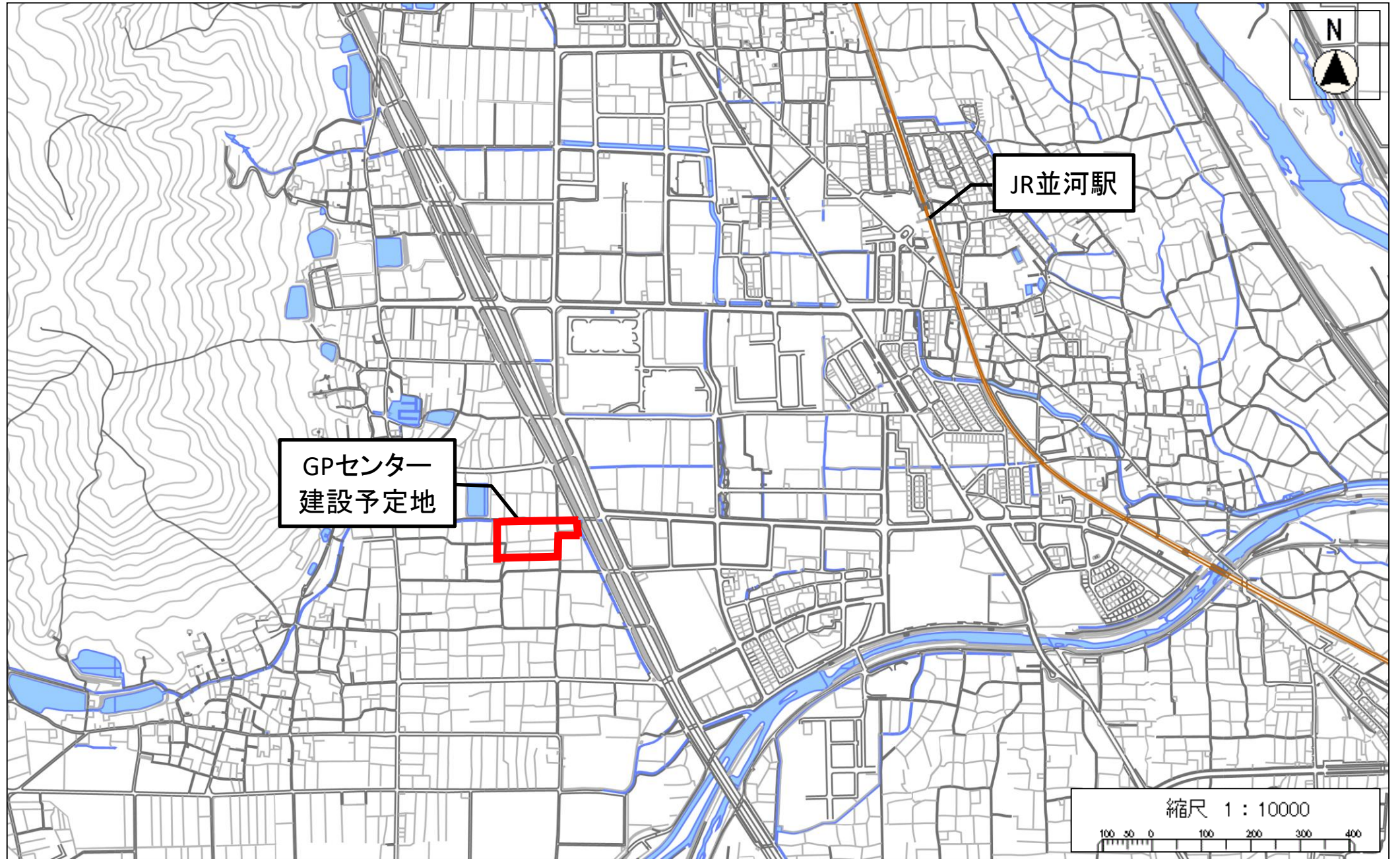
- 構造 鉄骨造
- 面積 7,767 m²（うち補助対象面積 7,123 m²）

【事業費】

総事業費	2,904,000 千円	
内訳	鶏卵梱包施設	1,529,000 千円
	洗浄装置、殺菌装置	76,891 千円
	洗浄・殺菌装置に付属する設備	253,109 千円
	選別機、検卵装置、その他設備	1,045,000 千円

【補助概要】

- 国庫補助金名称 強い農業づくり総合支援交付金
- 補助金額 839,954 千円



鶏卵GP（選別包装）センター建設補助事業について

○鶏卵GP（選別包装）センターとは？

グレーディング・アンド・パッキングセンター

（グレードをつける＝選別する）

（パッキングをする＝包装する）

⇒卵を選別（大きさ・重さ）して、包装（パック）する施設

○鶏卵GP（選別包装）センターの処理能力は？

1. 1日最大 39.5トン
(年間最大 14,417.5トン)
2. 1日最大処理鶏卵数 約960,000個
3. 1日あたり処理必要時間 約6時間

※検査装置・洗浄乾燥消毒機・選別機・自動パック詰め機の処理能力です。

※卵1個あたり約41～42gとして計算しています。

亀岡市土づくりセンター有機肥料生産用車両の整備について

【趣旨】

令和4年2月9日に発生しました土づくりセンターにおける火災において焼失した車両について、肥料生産作業の根幹に必要な車両であり業務に支障をきたすため、早急に調達する必要があることから、それらの車両うち市所有車両2台に係る新車導入費用の一部を支出するものです。

【新規導入車両】

- 4トンダンプ（三菱ふそう FA）
- マニアスプレッダー（HST 駆動 スーパービーター仕様）

【支出区分】

- 業務委託料
4トンダンプについて、市は取得費用の1/2を指定管理料として支出する
- 購入費補助金
マニアスプレッダーについては、作業用に緊急に必要であるため、先に農業公社が車両を購入し、市は取得費用の1/2の額を補助金交付する

名称	ダンプ	マニアスプレッダー
被害車両車種 車両形状 型式	三菱ファイター（穀物運搬車） PDG-FK71F	デリカ（堆肥散布機） DMA-252-S
所有者	亀岡市	亀岡市
被害程度	全焼	全焼
火災被害を受けた車両の 車両番号	京都100せ986	
新車購入・修理金額	新車購入 11,830,000円	新車購入 7,430,000円
亀岡市負担額	5,915,000円	3,715,000円
市農業公社負担額	5,915,000円	3,715,000円

第4弾 かめおか応援クーポン事業 実施概要

1 事業の目的

新型コロナ禍におけるウクライナショック等に起因する原油価格・物価高騰に直面する生活者や事業者を支援するため、市内サービス業・小売業などを営む対象店舗で利用できるクーポン券を地域住民に発行し、生活支援を行うとともに、消費喚起による事業者支援を行う。

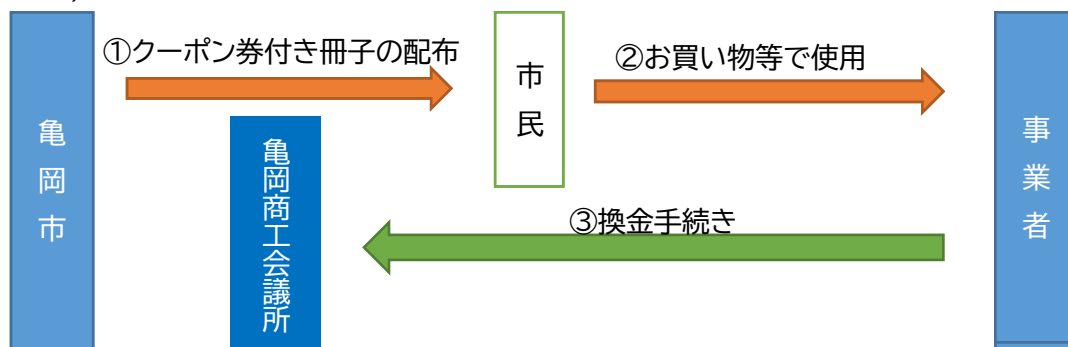
2 事業概要

1 世帯あたり 10 枚、対象店舗で利用可能な 500 円分のクーポン券付き冊子配布し、市内消費を促進する。各クーポン券は、会計時 1,000 円につき 1 枚利用できるものとし、換金及び分割使用は不可とする。(例:会計が 3,500 円であればクーポン券は 3 枚まで利用可能)

※利用対象店舗は、亀岡市内でサービス業・小売業などを営む事業者とする。

(フランチャイズ・チェーン店を除く。ただし、亀岡市商店街連盟及び亀岡商業協同組合加盟店の正会員である場合については、この限りではない)

(実施イメージ)



3 利用可能店舗

利用可能店舗は、以下のすべてに該当する事業者とする。

- ① 亀岡市内でサービス業・小売業などを営む事業者(フランチャイズ・チェーン店を除く。ただし、亀岡市商店街連盟及び亀岡商業協同組合加盟店の正会員である場合については、この限りではない)で、市に対し登録申込を行っていること
- ② 取扱店のサインを掲示していること

4 利用期間(予定)

令和4年9月1日(木)～令和4年10月31日(月)

5 クーポン券の取り扱い

(1) 遵守事項

- ・クーポン券は、利用可能店舗での物品の販売又はサービスの提供などの取引において利用可能
- ・クーポン券の現金への換金は不可
- ・使用期間を過ぎたクーポン券は無効

(裏面あり)

(2)利用対象とならないもの

- ・不動産や金融商品
- ・たばこ
- ・ギフト券や切手などの換金性の高いもの
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第4号及び第5号に定める営業並びに同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業にて提供される役務
- ・国税、地方税や使用料などの公租公課、公共料金

6 換金手続き

換金手続きにつきましては、「亀岡商工会議所」で手続きを行う。

換金期間(予定)

令和4年9月1日(木曜日)～令和4年11月30日(水曜日)

7 その他

- ・利用可能店舗は、クーポン券付冊子内に店舗名称や問い合わせ先等を掲載。
- ・クーポン券の配布は、9月1日の全戸配布で実施。
- ・事業周知については、情報が拡散するよう様々なツールを利用する。

8 予算措置

<歳出>

商工費 商工費 商工業振興費 商工業振興対策経費 商工業振興対策経費 167,971千円

<歳入>

国庫支出金 国庫補助金 商工費国庫補助金 商工費補助金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 167,971千円

《参考》

◎第1弾 期間:令和2年11月2日～令和2年12月31日

配布総額 173,310,000円(34,662冊×5,000円)

利用総額 131,778,000円

利用率 76.04%

登録店舗数 308店舗

◎第2弾 期間:令和3年4月15日～令和3年6月30日

配布総額 164,095,000円(32,819冊×5,000円)

利用総額 135,965,000円

利用率 82.86%

登録店舗数 395店舗

◎第3弾 期間:令和4年2月1日～令和4年2月28日

(サンガ)配布総額 168,080,000円(33,616冊×5,000円)

利用総額 142,638,000円

利用率 84.86%

登録店舗数 413店舗

- 新型コロナウイルス感染症の世界的な流行を受け、令和2年以降、本市においても**観光入込客数・観光消費額とも大幅な減少**に転じている
- 本市観光消費を下支えしてきた**市内宿泊需要を喚起**することを目的とし、**亀岡市内での宿泊者1名に対し、宿泊料10,000円(税込)につき5,000円を割引する**

但し、まん延防止等重点措置適用または緊急事態宣言発令時等、新型コロナウイルス感染状況を鑑み事業を中止(延期)する場合はある

参画条件 (事業者)

- ① 亀岡市内に営業所在地を有すること (営業所在地が亀岡市内であれば、市外に主たる事務所を置いていても差支えないこととする)
- ② 旅館業法第3条第1項による許可者または住宅宿泊事業法第3条第1項に基づく届出を行っている者であること (ただし、旅館業法に基づく営業許可者において第2条に定める「旅館・ホテル営業」及び「簡易宿所営業」の許可を受けた者に限る)
- ③ 宿泊施設の利用開始時と利用終了時が同日(デイクース)であるもの及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う事業者若しくは換金性の高い宿泊サービスや旅行商品については対象外とする
- ④ その他、「きょうと魅力再発見旅プロジェクト補助金要領」に準拠する

利用条件 (宿泊客)

- ① 一人あたりの宿泊額が税込10,000円未満の場合は本事業の適用外とする
- ② 宿泊者の居住地については不問とする (「県民割(全国拡大版)」や「きょうと魅力再発見旅プロジェクト」等、原則、国や都道府県が実施する他の宿泊割引制度の適用を受ける場合、本事業の対象としない。)
- ③ 新型コロナウイルスワクチン接種済みであること又はPCR検査等の結果が陰性であること
- ④ 宿泊時、利用申込書に必要事項を記載の上提出すること(身分証明書での確認を行う)

事業スキーム(案)

